

たばこの

尼崎市たばこ対策推進条例
令和6年9月改正

過料徴収

開始!

令和7年4月
から

※詳細は裏面をご覧ください

(令和7年4月1日から)

路上喫煙禁止区域で喫煙した場合

【**過料 1,000円**】

を徴収*します。(尼崎市たばこ対策推進条例 第18条)

*徴収予定

1 路上喫煙禁止区域では 喫煙**できません**。

令和6年度中に市内全ての鉄道駅（13駅）周辺を
路上喫煙禁止区域に指定する予定です。



市ホームページ

2 歩きたばこ・吸い殻のポイ捨ては 市内全域で**禁止**されています。

歩きたばこは、周囲の人が煙で不快な思いをするだけでなく、手に
持ったたばこが、小さな子どもに当たると大変危険です。

3 喫煙の際に出たごみは **持ち帰り**ましょう。



他都市では、利用マナーの悪さから喫煙所が閉鎖された事例もあり
ます。一人ひとりの心がけで、喫煙所をきれいに保ちましょう。

住みたい、ずっと住み続けたいまちに
尼崎市 マナー向上推進担当

TEL 06-6489-6581 FAX 06-6489-6686

